

特約制度

制度の特長

- 三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として、保険金が支払われます。
 - 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。

■ 加入対象者

<組合員本人>

家族支援共済にご加入の組合員で2021年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方

<配偶者(※1)>

家族支援共済配偶者プランにご加入の組合員の配偶者で2021年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)

【ご注意】配偶者だけの加入はできません。

*組合員でなくなった場合、新規加入・増額はお取り扱いできません。(配偶者含む)現在の加入内容の継続・脱退のお取り扱いはできます。

*組合員有資格者が西日本旅客鉄道労働組合を脱退した場合、継続のお取り扱いはできません。

※1 配偶者には同性パートナーを含みます。同性パートナーとは、戸籍上の性が同一であるが、「結婚に相当する関係」とであると認められる関係の者をいいます。ただし、加入資格の範囲と死亡保険金受取人として指定された「続柄」は同一ではないため、同性パートナーを含む事実婚関係同様の状態にある方を死亡保険金受取人に指定する場合、必ず「9:個人指定」にて手続きをお願いします。

保障内容	主契約	男性				女性			
		年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
保障内容	主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき		[特定疾病保険金](※2)		100万円			
		死亡・所定の高度障害状態のとき		[死亡・高度障害保険金](※2)		100万円			
	7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき		[7大疾病保険金](※3)		50万円			
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき		[がん・上皮内新生物保険金](※3)		10万円				
月額掛金									
	年齢	男性				女性			
		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計
	25歳	199円	70円	13円	282円	148円	75円	25円	248円
35歳	253円	105円	16円	374円	271円	145円	45円	461円	
45歳	478円	195円	30円	703円	586円	365円	80円	1,031円	

(※1)急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2021年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

■ 問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部 TEL 06-6208-5427